

豊田市行政サービス等一覧

2024年6月1日時点

注意事項

- ・ 2024年6月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
豊田市営住宅の入居	豊田市ファミリーシップ宣言をされた方(近親者を含む)を契約者の親族と同様の関係者として取扱うこととし、豊田市営住宅への入居(同居)の申し込みが可能。	○			定住促進課 (0565-34-6728)
高齢者世帯生活支援ハウスの入居	豊田市ファミリーシップ宣言をされた方は、婚姻関係に準ずるものとみなし、高齢者世帯生活支援ハウスへの入居の申し込みが可能。	○			総務監査課 (0565-34-6706)
シルバーハウジングの入居	豊田市ファミリーシップ宣言をされた方は、婚姻関係に準ずるものとみなし、シルバーハウジングへの入居の申し込みが可能。	○			高齢福祉課 (0565-34-6984)
災害時等の児童生徒の引き取り	豊田市ファミリーシップ宣言をされた方は、婚姻関係に準ずるものとみなし、保護者として災害時等の児童生徒の引き取りが可能。		○		学校教育課 (0565-34-6661)
放課後児童クラブの送迎	豊田市ファミリーシップ宣言をされた方は、婚姻関係に準ずるものとみなし、保護者として放課後児童クラブの送迎が可能。		○		こども・若者政策課 (0565-34-6630)
こども園の送迎	豊田市ファミリーシップ宣言をされた方は、婚姻関係に準ずるものとみなし、保護者としてこども園の送迎が可能。		○		保育課 (0565-34-6809)

豊田市行政サービス等一覧

2024年6月1日時点

注意事項

- ・ 2024年6月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
こども発達センター等の送迎	豊田市ファミリーシップ宣言をされた方は、婚姻関係に準ずるものとみなし、保護者としてこども発達センター等の送迎が可能。		○		障がい福祉課 (0565-34-6751)
豊田市心身障がい者扶助料の受給者が死亡した際の未払金の受取	豊田市心身障がい者扶助料の受給者が死亡した際の未払金の受取が可能。		○		
豊田市在宅重度障がい者手当の受給者が死亡した際の未払金の受取	豊田市在宅重度障がい者手当の受給者が死亡した際の未払金の受取が可能。		○		
難病患者支援金の受給者が死亡した際の未払金の受取	難病患者支援金の受給者が死亡した際の未払金の受取が可能。		○		保健支援課 (0565-34-6855)
救急車への同乗	救急車への同乗が可能。		○		警防救急課 (0565-35-9701)